

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ 教育関係事業補助金等交付要綱の一部改正 予 算 経 理 室 1 頁

お 知 ら せ

平成19年 4月20日付け三重県公報第1873号により、教育関係事業補助金等交付要綱について次のように告示されました。

三重県告示第359号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成19年 4月20日

三重県知事 野 呂 昭 彦

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第5号の項（A）の欄を次のように改める。

全国・ブロック
高等学校体育大
会派遣費補助金

別表中第8号の項を削り、第9号の項を第8号の項とし、第10号の項から第13号の項までを1項ずつ繰り上げ、第14号の項を削り、

同表第15号の項（E）の欄中

三重県高等学校文
化連盟

を

三重県高等学校文
化連盟
第33回全国高等学
校総合文化祭三重
県実行委員会

に改め、

同項を同表第13号の項とし、同表中第16号の項を第14号の項とし、第17号の項を第15号の項とし、第18号の項を第16号の項とし、第19号の項及び第20号の項を削り、第21号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改め、同項を同表第17号の項とする。

学力調査活用事業補助金	学力向上に向けた大規模な調査、研究会等を実施し、個人及び団体の指導の工夫により、児童生徒の学力の向上を図る。	学力調査（検査）の実施及び分析並びにその結果を基に市町教育委員会及び学校が実施する研究会等の事業に要する経費
-------------	--	--

別表中第22号の項を削り、第23号の項を第18号の項とし、第24号の項及び第25号の項を削り、同表に次のように加える。

19	放課後子ども教室推進事業補助金	放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの推進を図る。	放課後子ども教室推進事業及び放課後子ども教室備品整備事業に要する経費	教育長が別に定める。	市町
20	アジアシニアボウリング選手権大会補助金	体育・スポーツ大会を普及振興することにより、県民の心身の健全な発達を図る。	大会の開催に要する経費	教育長が別に定める。	実行委員会

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、平成19年度分の補助金等から適用する。